

様式第9号（第15条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
株式会社 トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1丁目13-3

2 指名停止措置期間

- 令和8年1月20日から令和8年3月6日まで（1.5箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関し、他社と共同して受注予定者を取り決め、受注予定者が受注できるようになっていたことが独占禁止法第3条の規定に違反するとして、公正取引員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表13の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表13の項>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 13 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。	3月以上18月以内

<那須塩原市建設工事等指名停止基準 第6条第3項>

（指名停止期間の特例）

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7114